

○ 福井県個人情報保護条例

平成14年3月22日
福井県条例第6号

改正 平成16年12月20日条例第74号
平成17年 3月24日条例第 1号
平成19年 3月 9日条例第16号
平成19年10月 1日条例第48号
平成20年12月25日条例第49号

目次

- 第1章 総則（第1条 第5条）
- 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
 - 第1節 個人情報の取扱い（第6条 第12条）
 - 第2節 個人情報の開示、訂正および利用停止（第13条 第38条）
 - 第3節 不服申立て（第39条 第41条）
 - 第4節 適用除外等（第42条・第43条）
- 第3章 福井県個人情報保護審査会（第44条 第55条）
- 第4章 事業者に対する施策（第56条 第58条）
- 第5章 補則（第59条 第61条）
- 第6章 罰則（第62条 第68条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を請求する権利の内容を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって個人の人格の尊重に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報および法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合すること

により、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

(2) 実施機関 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、地方公営企業の管理者および警察本部長をいう。

(3) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体および地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)および事業を営む個人をいう。

(4) 公文書 実施機関の職員(議会にあっては、事務局の職員に限る。以下同じ。))が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))であって、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定のものに販売することを目的として発行されるものを除く。

(5) 本人 個人情報から識別され、または識別され得る個人をいう。

(県の責務)

第3条 県は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、個人情報の保護に関する県の施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務登録簿の作成等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用するもの(以下「個人

情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供するとともに、当該作成した登録簿の写しを知事に送付しなければならない。記載した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務の目的
 - (3) 個人情報を収集する根拠
 - (4) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
 - (5) 個人情報の対象者
 - (6) 個人情報の記録項目
 - (7) 個人情報の収集先
 - (8) その他実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により作成した登録簿に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに当該登録簿を廃棄しなければならない。
- 3 前二項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。
- (1) 県の職員および市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「県職員等」という。)または県職員等であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務
 - (2) 犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に関する個人情報取扱事務
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、福井県個人情報保護審査会(以下この章において「審査会」という。)の意見を聴いた上で実施機関が定める個人情報取扱事務
- 4 第1項の規定にかかわらず、公安委員会または警察本部長は、同項第6号もしくは第8号に掲げる事項の一部もしくは同項第7号に掲げる事項を登録簿に記載し、または個人情報取扱事務について登録簿を作成することにより、個人情報取扱事務の目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項第6号もしくは第8号に掲げる事項の一部もしくは同項第7号に掲げる事項を登録簿に記載せず、またはその個人情報取扱事務について登録簿を作成しないことができる。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ、個人情報を取り扱う事務の目的(以下「利用目的」という。)を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、思想、信条または信教に関する個人情報および社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令または他の条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき。
 - (2) 犯罪の予防、鎮圧または捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共安全と秩

序の維持（以下「犯罪の予防等」という。）を目的として収集するとき。

（３）前二号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、利用目的を達成するために必要があると実施機関が認めるとき。

３ 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（１）本人の同意があるとき。

（２）法令等の規定に基づくとき。

（３）個人の生命、身体または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

（４）所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することができない場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。

（５）犯罪の予防等を目的として収集するとき。

（６）出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。

（７）他の実施機関から次条第１項ただし書の規定により提供を受けるとき。

（８）国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人から収集する場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。

（９）前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、本人から収集した場合には、個人情報を取り扱う事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、またはその円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当な理由があると実施機関が認めるとき。

４ 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

（１）個人の生命、身体または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

（２）利用目的を本人に明示することにより、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

（３）利用目的を本人に明示することにより、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（４）収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（利用および提供の制限）

第８条 実施機関は、利用目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関内において利用し、または当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（１）本人の同意があるとき、または本人に提供するとき。

（２）法令等の規定に基づくとき。

（３）個人の生命、身体または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる

とき。

- (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。
 - (5) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人に提供する場合で、当該提供を受ける者が事務の遂行上必要な限度において利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。
 - (6) 犯罪の予防等を目的として前号に規定するもの以外のものに提供する場合で、当該目的を達成するため必要な限度において提供し、かつ、提供することに特別な理由があると認められるとき。
 - (7) 専ら統計の作成または学術研究の目的のために利用し、または提供するとき。
 - (8) 実施機関の内部で当該実施機関の事務の遂行上必要な限度において利用する場合であって、利用することに相当な理由があると認められるとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、または提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。
- 3 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の利用の目的もしくは方法の制限その他必要な制限を付し、または個人情報の保護のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(電子計算機等の結合による提供の制限)

第9条 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関以外のものが実施機関の保有する個人情報を随時入手し得る状態にするものに限る。)により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人に提供するとき(公益上の必要があり、かつ、当該国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人において個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められるときに限る。)
- (3) インターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態において提供するとき(本人の同意があるときその他明らかに個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときに限る。)
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

(適正管理)

第10条 実施機関は、その保有する個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、利用目的を達成するために必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を含む公文書については、確実にかつ速やかに廃棄し、または消去しなければならない。ただし、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がなされるものについては、この限りではない。

(実施機関の職員等の義務)

第11条 実施機関の職員または職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

(委託等に伴う措置等)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部または一部を実施機関以外のものに委託するとき、または地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるときは、当該委託を受けたものまたは指定管理者が個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止、その事務に従事する者に対する監督その他の個人情報の保護のために講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の全部もしくは一部の委託を受けたものまたは個人情報を取り扱う事務の全部もしくは一部を行うこととされた指定管理者は、当該委託を受けた事務または指定管理者が行うこととされた事務(以下「受託事務等」という。)を行う場合には、前項に規定する個人情報の保護のための措置を講じなければならない。

3 前項に規定する場合において、受託事務等に従事している者または従事していた者は、当該受託事務等に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

第2節 個人情報の開示、訂正および利用停止

(個人情報の開示を請求できる者)

第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の個人情報を取り扱う事務(第6条第3項第1号に掲げる個人情報取扱事務を除く。)に係る公文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 本人が開示請求をすることができないやむを得ない理由があると認められる場合には、代理人によって開示請求をすることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したとき

は、この限りでない。

(個人情報の開示の請求方法)

第14条 開示請求は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名および住所または居所
- (2) 代理人が開示請求をする場合にあっては、本人の氏名および住所または居所
- (3) 前条第2項の代理人が開示請求をする場合にあっては、本人が開示請求をすることができないやむを得ない理由
- (4) 公文書の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (5) その他実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人またはその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、または提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者(第13条第2項または第3項の規定により代理人が開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号、第3号、次条第2項および第22条第1項において同じ。)の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令等の規定によりまたは慣行として開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

八 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律

103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員および職員を除く。)、独立行政法人等の役員および職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および氏名ならびに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の職および氏名に係る情報にあっては、公安委員会規則で定める職にある警察職員の氏名に係るものその他の公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。)

(3) 法人等に関する情報または開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 法人等または個人が、実施機関の要請を受けて、開示しないことを条件として任意に提供した情報であって、法人等または個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 法令等の定めるところによりまたは実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、開示することができないと認められる情報

(5) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定のものに不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ

ロ 個人の評価、指導、相談、選考、診断等に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

ハ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ

二 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
へ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または
地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害する
おそれ

(7) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の
の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることに
つき相当の理由がある情報

(個人情報の一部開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場
合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができると
きは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない
い。

2 開示請求に係る個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別す
ることができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、
生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述
等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害される
おそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれない
ものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっ
ても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対
し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答える
だけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否
を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部または一部を開示するとき
は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨および開示を実施すること
ができる日時、場所その他開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しな
ければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開
示請求を拒否するときおよび開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。

)は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければなら
ない。

3 実施機関は、第1項の規定による個人情報の一部を開示する旨の決定または前項の決
定をした場合において、当該個人情報の一部または全部を開示することができる期日が

あらかじめ明らかであるときは、当該期日および開示することができる範囲を前二項の規定による通知に付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第20条 前条第1項または第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第14条第3項の規定により開示請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨およびその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る事案の移送)

第21条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送をされた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送をされた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送をされた実施機関が第19条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第22条 開示請求に係る個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人および開示請求者以外のもの(以下この条、第40条および第41条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録さ

れた公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第15条第2号ロまたは同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を第17条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第39条および第40条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨およびその理由ならびに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(個人情報の開示の実施)

第23条 個人情報の開示は、第19条第1項の規定による通知により実施機関が指定する日時および場所において行うものとする。

2 実施機関は、開示請求者の利便を考慮して前項の日時を指定しなければならない。

3 個人情報の開示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 文書または図画に記録されている個人情報 当該個人情報が記録された公文書の閲覧または写しの交付

(2) 電磁的記録に記録されている個人情報 実施機関が別に定める方法

4 前項第1号の規定にかかわらず、実施機関は、個人情報を開示することにより当該個人情報が記録された公文書が汚損され、または破損されるおそれがあるとき、第16条の規定により個人情報の一部を開示するときその他正当な理由があるときは、当該公文書を複写した物により開示することができる。

5 第14条第2項の規定は、第1項の規定により個人情報の開示を受けようとする者について準用する。

(開示請求等の特例)

第24条 実施機関が別に定める個人情報について、本人が開示請求をしようとするときは、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭によりすることができる。

2 前項の規定により口頭による開示請求をしようとする者は、第14条第2項の規定にかかわらず、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人であることを

証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定により口頭による開示請求があったときは、前五条の規定にかかわらず、当該実施機関が別に定める方法により直ちに開示しなければならない。

(手数料)

第25条 第23条第3項または第4項の規定により開示を受けた者は、別表の上欄に掲げる個人情報が記録された公文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額の手数を納付しなければならない。

(個人情報の訂正を請求できる者)

第26条 何人も、開示決定または第24条第3項もしくは第43条第1項に規定する法令等の規定に基づき開示を受けた自己を本人とする個人情報(第33条第1項において「開示を受けた個人情報」という。)に事実の誤りがあると認めるときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正(追加および削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

- 2 第13条第2項および第3項の規定は、訂正請求について準用する。

- 3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(個人情報の訂正の請求方法)

第27条 訂正請求は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名および住所または居所

(2) 代理人が訂正請求をする場合にあっては、本人の氏名および住所または居所

(3) 前条第2項において準用する第13条第2項の代理人が訂正請求をする場合にあっては、本人が訂正請求をすることができないやむを得ない理由

(4) 公文書の名称その他の訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(5) 訂正を求める内容および理由

(6) その他実施機関が定める事項

- 2 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料を提出し、または提示しなければならない。

- 3 訂正請求をしようとする者は、自己が当該訂正請求に係る個人情報の本人またはその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、または提示しなければならない。

- 4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(個人情報の訂正義務)

第28条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由が

あると認めるときは、利用目的を達成するために必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第29条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部または一部の訂正をするときは、その旨の決定をし、当該個人情報の全部または一部の訂正をした上、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第30条 前条第1項または第2項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第27条第4項の規定により訂正請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、速やかに、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨およびその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(訂正請求に係る事案の移送)

第31条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が第21条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送をされた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送をされた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送をされた実施機関が第29条第1項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(個人情報の提供先への通知)

第32条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面に

より通知するものとする。

(個人情報の利用停止を請求できる者)

第33条 何人も、開示を受けた個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置(以下「利用停止」という。)を請求することができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条第1項および第2項の規定に違反して利用されているとき、または第10条第3項の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の利用の停止または消去

(2) 第8条第1項および第2項または第9条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第13条第2項および第3項の規定は、前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

3 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。
(利用停止請求の手続)

第34条 利用停止請求は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名および住所または居所

(2) 代理人が利用停止請求をする場合にあっては、本人の氏名および住所または居所

(3) 前条第2項において準用する第13条第2項の代理人が利用停止請求をする場合にあっては、本人が利用停止請求をすることができないやむを得ない理由

(4) 公文書の名称その他の利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(5) 利用停止を求める内容および理由

(6) その他実施機関が定める事項

2 利用停止請求をしようとする者は、自己が当該利用停止請求に係る個人情報の本人またはその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、または提示しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(個人情報の利用停止義務)

第35条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定等)

第36条 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部または一部の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第37条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第34条第3項の規定により利用停止請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、速やかに、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨およびその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(苦情の処理)

第38条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情があつたときは、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

第3節 不服申立て

(不服申立てがあつた場合の審査会への諮問等)

第39条 開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てについて裁決または決定をすべき行政庁(以下「行政庁」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決または決定により、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号および第41条において同じ。)を取り消し、または変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示するとき(当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。)

(3) 裁決または決定により、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して

訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、または変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をするとき。

(4) 裁決または決定により、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、または変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をするとき。

2 前項の規定による諮問をした行政庁(以下「諮問庁」という。)は、当該諮問について答申を受けたときは、速やかに、当該諮問に係る不服申立てについて裁決または決定をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第40条 諮問庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人および参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者または利用停止請求者(これらの者が不服申立人または参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人または参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第41条 第22条第3項の規定は、行政庁が次の各号のいずれかに該当する裁決または決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、または棄却する裁決または決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決または決定(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第4節 適用除外等

(適用除外)

第42条 前3節の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第52条第1項に掲げる個人情報

(2) 福井県統計調査条例(平成20年福井県条例第48号)第6条に規定する県統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(3) 県立図書館その他の県の機関において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされている公文書に記録された個人情報

2 第1節および第2節の規定は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の5第1項の本人確認情報については、適用しない。

3 前二節の規定は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下この項において「行政機関法」という。)その他の法律の規定(第1項第1号に規定するものを除く。)により、行政機関法第四章の規定が適用されない個人

情報については、適用しない。

(他の制度との調整)

第43条 実施機関は、法令等の規定により、自己を本人とする個人情報、開示請求者に対し第23条第3項に規定する方法と同一の方法により開示することとされている場合には、同項の規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わないものとする。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 第26条から第32条までの規定は、法令等の規定により、自己を本人とする個人情報の訂正を求めることができることとされている場合には、適用しない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には訂正しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

3 法令等の規定により開示を受けた自己を本人とする個人情報について、当該法令等に訂正の手続に関する規定がない場合は、当該個人情報を開示決定により開示を受けた個人情報とみなして、第26条から第32条までの規定を適用する。

4 第33条から第37条までの規定は、法令等の規定により、自己を本人とする個人情報の利用停止を求めることができることとされている場合には、適用しない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には利用停止をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

5 法令等の規定により自己を本人とする個人情報の開示、訂正または利用停止を求めることができることとされている場合において、当該開示、訂正または利用停止の請求に係る実施機関の決定に対してされた不服申立てに関する手続については、当該法令等に別段の定めのある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第3章 福井県個人情報保護審査会

(設置等)

第44条 個人情報の保護に関する重要事項について調査審議等を行うため、福井県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、住民基本台帳法第30条の9の都道府県の審議会とする。

(所掌事務)

第45条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) この条例の規定により審査会の権限に属させられた事項の処理に関すること。

(2) 個人情報の保護に関する制度の運営等についての調査審議および建議に関すること。

(3) 住民基本台帳法の規定により審査会の権限に属させられた事項の処理に関すること。

(委員)

第46条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第47条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第48条 審査会の会議は、会長が招集する

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査権限)

第49条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等に係る個人情報記録された公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求められない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項および前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人または諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させまたは鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第50条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に対し、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、不服申立人または参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第51条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第52条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書または資料の閲覧または複写を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧または複写を拒むことができない。

2 審査会は、前項の閲覧または複写について、日時および場所を指定することができる。
(調査審議手続の非公開)

第53条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。
(答申書の送付等)

第54条 審査会は、第39条第1項の規定による諮問について答申をしたときは、答申書の写しを第40条各号に掲げる者に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。
(その他)

第55条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第4章 事業者に対する施策

(県の支援)

第56条 知事は、事業者がその保有する個人情報の保護に関し適切な措置を講ずることができるよう、情報の提供、意識啓発、苦情の処理のあっせんその他必要な施策の実施に努めるものとする。

(国等との協力)

第57条 知事は、事業者が保有する個人情報の保護に関し必要があると認めるときは、国もしくは他の地方公共団体に協力を求め、または国もしくは他の地方公共団体からの協力の求めに応ずるものとする。

(出資法人)

第58条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって実施機関が定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項の必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

第4章の2 県が設立する地方独立行政法人が保有する個人情報の保護

(県が設立する地方独立行政法人に対する適用)

第58条の2 県が設立する地方独立行政法人については、実施機関とみなして、この条例の規定(前条の規定を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える

ものとする。

(上欄)	(中欄)	(下欄)
第2条第4号	実施機関の職員	実施機関の役員または職員
第6条第3項 第1号	および市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員	、県が設立する地方独立行政法人の役員および職員ならびに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員
第11条	職員または職員であった者	役員もしくは職員または役員もしくは職員であった者
第25条	別表の上欄に掲げる個人情報 が記録された公文書の種別ご とに、同表の中欄に掲げる開 示の実施の方法に応じ、それ ぞれ同表の下欄に	当該開示を行った地方独立行政 法人が別表に定める手数料の額 を参酌して
第62条	実施機関の職員もしくは実施 機関の職員であった者	実施機関の役員もしくは職 員、実施機関の役員もしくは職 員であった者
第65条	職員	役員または職員

第5章 補 則

(運用状況の公表)

第59条 知事は、毎年度この条例の運用状況を公表しなければならない。

(実施機関相互の間の調整等)

第60条 知事は、個人情報の保護に関する制度(次項において「個人情報保護制度」という。)が適正かつ円滑に運営されるよう実施機関相互の間の調整を行うものとする。

2 知事は、個人情報保護制度の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

(委任)

第61条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第6章 罰 則

第62条 実施機関の職員もしくは実施機関の職員であった者または第12条第3項の受

託事務等に従事している者もしくは従事していた者が、正当な理由がないのに、公文書に記録されている個人の秘密に属する事項の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成されたもの（その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

第63条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

第64条 第12条第2項に規定する受託事務等を行うものの代表者または代理人、使用人その他の従業者が、当該受託事務等に関して、第62条または前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該受託事務等を行うものに対しても、各本条の罰金刑を科する。

第65条 実施機関の職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画または電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

第66条 第46条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

第67条 第62条、第63条、第65条および前条の規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第68条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則（平成14年条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第6条第4項、第7条第2項および第3項、第8条第1項ならびに第9条の規定（これらの規定中審査会の意見を聴くことに係る部分に限る。）ならびに第38条第1項、第39条（第3号を除く。）、第40条から第42条まで、第47条、第49条および第55条の規定 平成14年4月1日

2 第2章第4節、第36条第2項、第37条第4項、第38条第2項、第39条（第3号に限る。）、第43条から第46条まで、第48条および56条の規定 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成11年法律第133号）の施行の日（平成14年8月5日）

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第6条第2項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行われている個人情報取扱事務については、この条例の施行の

日以後、速やかに」とする。

附 則（平成 16 年条例第 74 号）

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中福井県個人情報保護条例第 2 条第 2 号の改正規定、第 6 条第 4 項の改正規定（同項第 2 号中「その他」を「前 2 号に掲げるもののほか、」に改める部分および同号を第 3 号とし、第 1 号の次に 1 号を加える部分に限る。）、同条に 1 項を加える改正規定、第 7 条第 2 項の改正規定、同条第 3 項の改正規定（同項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に 1 号を加える部分に限る。）、第 8 条第 1 項第 6 号を第 9 号とし、同項第 5 号の次に 3 号を加える改正規定（同項第 6 号に係る部分に限る。）および第 15 条第 7 号の改正規定（「個人情報」を「と実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」に改める部分を除く。）は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に実施機関に対してされているこの条例による改正前の福井県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 29 条の規定による是正の申出は、なお従前の例による。
- 3 第 1 条の規定の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、第 1 条の規定による改正後の福井県個人情報保護条例（以下「新条例」という。）中これに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年条例第 16 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 48 号）

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 49 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 5 条関係)

公文書の種別	開示の実施の方法	手数料の額
文書または図画	複写機により作成した写しの交付 (単色刷り)	1 枚につき 1 0 円
	その他の方法による写しの交付	写しの作成に要する実費
電磁的記録	実施機関が別に定める方法	開示の実施に要する実費

備考 複写機により作成した文書または図画の写しの枚数は、用紙の両面に複写したときは片面を 1 枚として、A 3 判を超える規格の用紙を用いたときは A 3 判の規格の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。